

所管部課	政策経営部 企画政策課	部長	神山 尚														
件名	東大和市体育施設等ネーミングライツ・パートナー交渉権者の決定について																
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項												
関係事項	条例規則																
	部課機関	教育部生涯学習課															
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市体育施設等におけるネーミングライツ・パートナー選定審査委員会を開催し、応募者1件について審査を行った結果、下記事業者を東大和市体育施設等ネーミングライツ・パートナー交渉権者として決定した。</p> <p>(1) 事業者：S&amp;D多摩ホールディングス株式会社                  (2) 代表者：代表取締役社長 田村 勝彦                  (3) 所在地：東京都立川市緑町3-1 E1-6F                  (4) 愛称等：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>提案された愛称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大和市民体育館</td> <td>東大和S&amp;D体育館</td> </tr> <tr> <td>東大和市民プール</td> <td>東大和S&amp;Dプール</td> </tr> <tr> <td>東大和市立桜が丘市民広場</td> <td>S&amp;Dフィールド桜が丘</td> </tr> <tr> <td>東大和市上仲原公園野球場 (陸上競技場を含む)</td> <td>S&amp;D上仲原野球場</td> </tr> <tr> <td>東大和市上仲原公園テニスコート</td> <td>S&amp;D上仲原テニスコート</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 愛称使用期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）                  (6) 命名権料：年額1,000,000円（消費税含む）</p>						施設名称	提案された愛称	東大和市民体育館	東大和S&D体育館	東大和市民プール	東大和S&Dプール	東大和市立桜が丘市民広場	S&Dフィールド桜が丘	東大和市上仲原公園野球場 (陸上競技場を含む)	S&D上仲原野球場	東大和市上仲原公園テニスコート	S&D上仲原テニスコート
施設名称	提案された愛称																
東大和市民体育館	東大和S&D体育館																
東大和市民プール	東大和S&Dプール																
東大和市立桜が丘市民広場	S&Dフィールド桜が丘																
東大和市上仲原公園野球場 (陸上競技場を含む)	S&D上仲原野球場																
東大和市上仲原公園テニスコート	S&D上仲原テニスコート																
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和6年12月6日～13日 ネーミングライツ・パートナー募集要項配布                  令和7年1月15日 S&amp;D多摩ホールディングス株式会社から応募申込書受理                  令和7年1月20日 事務局による形式的要件審査の実施                  令和7年1月22日 ネーミングライツ・パートナー選定審査委員へ資料配布                  令和7年1月29日 ネーミングライツ・パートナー選定審査委員会開催                  今後の予定                  令和7年3月 交渉権者と協定締結</p>																	
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>ネーミングライツ・パートナー交渉権者との協定を締結した場合、令和7年4月1日以降、現在の愛称から変更されるため、準備の整ったものから、順次新たな愛称を使用する。</p>																	
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに事業者との調整を開始する。</p>																	
<p>5. 審議結果</p>																	

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。